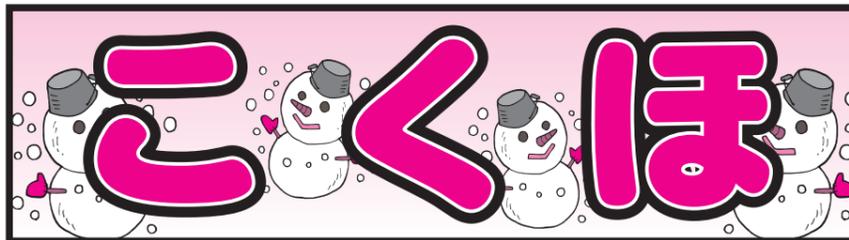


国民健康保険加入者のみなさまへ  
**特定健康診査を  
 受けましょう**



平成24年2月1日 第99号  
 一 発 行 一  
 五 所 川 原 市  
 民生部国保年金課  
 〒037-8686  
 五所川原市字岩木町12番地  
 TEL.35-2111(番代) 内線2335・2336

国民健康保険税は  
 納期内に  
 納めましょう

# 五所川原市における特定健康診査・特定保健指導の状況

平成20年度から、厚生労働省の医療制度改革により、生活習慣病の早期発見・重症化予防を図り、医療費を抑制する事を目的に、特定健康診査・特定保健指導が始まっています。

公的な医療保険者(市町村国保、国保組合や健保組合・共済等)に、40歳から74歳の加入者全員に対する健診と、メタボリックシンドロームのリスクの高い対象者に対する運動や、食事等に関する保健指導の実施が義務付けられています。

これは、メタボリックシンドロームに着目した、肥満に関連する症状を健診により早期発見し、糖尿病など生活習慣病のハイリスクとなる方を対象に、保健指導を実施するものです。

ここでは、五所川原市国民健康保険に加入されている方を対象に実施した特定健康診査・特定保健指導の実施状況をお知らせします。

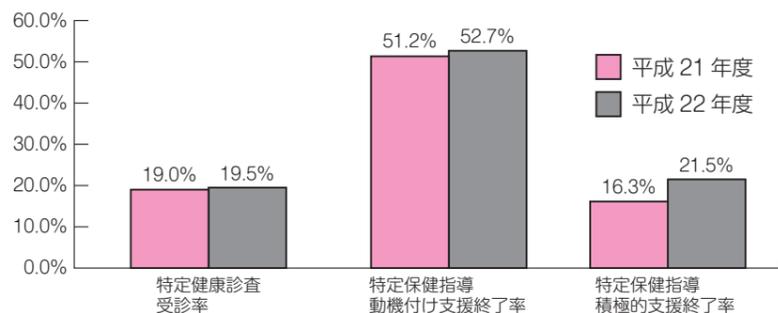
## 特定健康診査・特定保健指導の実施状況

### ●平成21年度と平成22年度との比較●

区 分	特定健康診査			特定保健指導						
	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	動機付け支援			積極的支援			
				対象者 (人)	終了者 (人)	終了率 (%)	対象者 (人)	終了者 (人)	終了率 (%)	
五所川原市	平成21年度	16,408	3,111	19.0%	287	147	51.2%	147	24	16.3%
	平成22年度	15,654	3,058	19.5%	262	138	52.7%	130	28	21.5%

※平成24年度までに、特定健診の受診率65%を目標にしています。年に1回は、健診で自分の健康状態を確認しましょう。

平成21年度と平成22年度の比較 (図1)



平成22年度特定保健指導積極的支援終了者の改善状況

	終了者	うち40・50歳男性終了者
	28名	16名
腹囲	1.29cm減少	1.76cm減少
体重	1.12kg減少	1.37kg減少

腹囲が最も減少した人は、-5cmでした。積極的に保健指導を受けましょう

- ・特定健康診査受診率は若干増加していますが、県平均(平成22年度：28.2%)と比較して低い状況にあります。
- ・特定健康診査を受診した結果、特定保健指導(動機付け支援、積極的支援)の対象となった方へ、特定保健指導を実施しました。特定保健指導対象者のうち、40～50歳代男性終了者は、平均で腹囲1.76cm、体重1.37kg減少しました。

## 今年度まだ健診を受けていない方へ 個別健診のご案内

指定医療機関で特定健康診査、健康診査を平成24年3月31日まで実施しています。健診を受けて生活習慣病予防に役立てましょう。

### ■実施医療機関 (50音順)

駅前クリニック	TEL 38-5100	西北中央病院	TEL 35-3111
櫛引クリニック	TEL 33-1155	富田胃腸科内科医院	TEL 34-3211
健生五所川原診療所	TEL 35-2542	とやもり内科小児科クリニック	TEL 52-3331
公立金木病院	TEL 53-3111	白生会胃腸病院	TEL 34-6111
清水クリニック	TEL 35-3663	増田病院	TEL 34-2726

■検査内容 問診、身体計測、腹囲測定(74歳まで)、診察、血圧測定、尿検査、脂質検査、肝機能検査、代謝系検査、貧血検査、心電図、必要に応じ眼底検査。

■対象者 市内在住の40歳以上(昭和47年3月31日までに生まれた方)で、国民健康保険被保険者、後期高齢者医療被保険者および他医療保険に属さない方(生活保護者等)。  
 ただし、今年度市民健診(集団)を受診された方を除きます。  
 ※40歳から74歳までの国民健康保険以外の健康保険に加入している方は、加入先の健康保険で特定健康診査を実施します。

■費用 1,600円(後期高齢者医療被保険者、市民税非課税世帯、生活保護世帯の方は無料です。)

■実施期間 平成24年3月31日まで

### ■特定健康診査受診券について

国民健康保険被保険者、他の医療保険に属さない方には「特定健康診査受診券」を送付します。  
 個別健診を受診する場合、受診券が必要となります。お手元に受診券がない方で、国民健康保険被保険者の方は、国保年金課へ、また、他の医療保険に属さない方は、健康推進課へご連絡ください。

■受診方法 実施医療機関にお申し込みのうえ、被保険者証と送付された受診券を持参し受診してください。  
 ※後期高齢者医療被保険者の方の受診券はありませんので、被保険者証を持参して受診してください。

問い合わせ先

国保年金課 内線2334

健康推進課 内線2363

# 交通事故

にあったときも

市役所に届け出をすれば

# 保険証が使えます



交通事故など、第三者の行為によってケガ、病気になった場合、その医療費は本来加害者が負担すべきものです。しかし、加害者がすぐにお金を出せないようなときは、国保の保険証を使い、かかった医療費の一部の負担で治療を受けることができます。

※工作中や通勤途中の場合など、労災保険を適用できる場合は、労災保険が優先となります。また、飲酒運転、無免許運転などの違法行為によりケガをしたときは、国保は使えません。

## 国保で治療を受けるときは まず市役所(国保年金課)に届け出を!

交通事故のケガの治療の場合、国保が負担した分の治療費は、あくまでいったん立て替えただけで、後日国保から加害者に請求することになります。

そこで、**国保で治療を受ける場合には、市役所(国保年金課)に届け出が必要です。**

### ●示談は慎重に!!●

市役所(国保年金課)に届け出を行う前に示談が成立していたり、加害者から治療費を受け取っていたりすると、国保では治療が受けられません!

あとになって、思いがけない後遺症が出ることもあります。

示談は慎重に。そして示談を行う前に、**忘れずに市役所(国保年金課)に届け出てください!**

### こんなときにも届け出が必要です

自動車による交通事故以外にも、次のような場合に、他人によってケガ、病気になったときには、忘れずに市役所(国保年金課)へ届け出を!

- 自転車の事故
- スポーツ中の事故(ゴルフボールがあたった...など)
- 食中毒
- 他人の飼い犬にかまれた
- 工事現場からの落下物などによるケガ
- 助手席等に同乗していたときの自損事故...など

### 届け出に必要なもの

- 警察でもらう交通事故証明書(後日でも可)
- 保険証
- 印かん



## もし、交通事故にあつたら...!!



まずは救護を最優先し、それから相手の身元を確認しましょう。



不要なトラブルを避けるためにも、必ず警察に連絡をしましょう。

### 交通事故についてのご相談は

- 都道府県・政令指定都市の交通事故相談所
- 市役所の国保の窓口や交通事故相談窓口...などでも受付けています。遠慮なくご相談ください!

### 確認しておくことは...

車のナンバー・型・色・名称  
運転者の氏名・住所  
営業用の場合は会社名・所在地・電話番号  
自賠責保険・任意保険の加入の有無と保険会社



軽いケガでも、あとあとのために、医師の診断を仰いでおきましょう。



目撃者に証言などの協力を依頼しましょう。また事故現場の写真などを撮っておくと役に立ちます。

